

## 学校法人興誠学園法人役員、評議員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、寄附行為第40条の規定に基づき、学校法人興誠学園の役員、評議員及び顧問の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員及び評議員には報酬を支給する。ただし、専任の教職員が役員及び評議員を兼ねるときは、報酬を支給しない。

- 2 報酬の額は、別表第1号に掲げるとおりとする。ただし、複数の区分の職を兼ねるときは、それらの報酬額の最も多い額（同額の場合はその額）を支給し、重複して支給しないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決により、報酬額及び支給する手当について、別に定めることができる。

### (報酬の支給)

第3条 月額で定められている役員の報酬は、毎月21日（支給日が休日の場合はその前日）に支給する。

- 2 年額で定められている評議員の報酬は、12月に支給する。

### (費用弁償)

第4条 役員、評議員及び顧問が、会議その他法人業務のために勤務した場合には、費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、出張にあつては別に定める旅費規程により、その他は別表第2号に掲げるとおりとする。

### (退職金)

第5条 役員が次の各号の一に該当するときは、退職金を支給することができる。

- (1) 寄附行為第7条第2項に掲げる失職
  - (2) 寄附行為第11条第1項第2号による解任
  - (3) 寄附行為第11条第2項による退任
- 2 専任の教職員が役員を兼ねるときは、退職金を支給しない。
  - 3 役員の在任期間が1期2年に満たない者には、退職金を支給しない。
  - 4 役員が寄附行為第11条第1項に掲げる事由（第2号に該当するものを除く。）により解任された者には退職金を支給しない。ただし、様々な事情を考慮して、その一部又は全部を支給することができる。
  - 5 退職金の金額は、役員の在任期間1年に対し、20,000円を乗じた額とする。
  - 6 第1項第3号に定める退任の事由のうち、役員の死亡による退職金は、遺族に支給する。なお、遺族の範囲及び順位は、学校法人興誠学園退職手当に関する規程第7条の規定を準用する。
  - 7 退職金の支給については、理事会の議において決定する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程に定めるもののほか、報酬の支給に関し必要な事項は理事長が定める。
- 2 この規程は、昭和 55 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第 2 条第 2 項及び別表第 1 の規定にかかわらず、当分の間、理事長、理事長職務代行者及び理事長職務代行者の報酬額は月額 100,000 円、副理事長の報酬額は月額 50,000 円とする。
- 2 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 号（第 2 条 2 項関係）

区 分	報 酬 額
理 事 長	月額 200,000 円
理事長職務代理者	月額 200,000 円
理事長職務代行者	月額 200,000 円
副 理 事 長	月額 100,000 円
特 任 理 事	月額 30,000 円
理 事	月額 20,000 円
特 任 監 事	月額 30,000 円
監 事	月額 20,000 円
評 議 員	年額 30,000 円

別表第 2 号（第 4 条 2 項関係）

居住地から会議開催地までの距離の区分	片道 20 キロメートル未満の者	片道 20 キロメートル以上の者
学園による公式の招集会議（理事会、評議員会、常任理事会等）に出席した日 1 日につき弁償すべき費用の額	3,000 円	3,000 円に、交通費実費相当額を加えた額

法人・学園による公式の招集会議等で来園した時に限ることとする。